

「観光需要分散のための地域観光資源のコンテンツ化促進事業」に係る  
補助事業者(執行団体)公募要領

令和7年12月18日  
観光庁 観光資源課

※本公募は、観光コンテンツ造成等の支援を受ける事業者(間接補助事業者)を公募するものではありませんので、ご注意ください。

※本公募は、令和7年度補正予算の繰越に係る財務大臣の承認が前提となるものです。このため、今後、内容等が変更になる場合があることをあらかじめ御了承願います。

観光庁では、「観光需要分散のための地域観光資源のコンテンツ化促進事業」を実施する補助事業者(執行団体)を公募します。

本公募に申請する方、採択されて補助金の交付を受ける方は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)(以下「補助金適正化法」という。)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)のほか、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱(平成30年6月25日付け観観振第26号)(以下「補助金交付要綱」という。)をよくご理解の上、本公募への申請及び補助金交付申請に係る全ての手続を適正に行っていただくようお願いします。

記

◇公募期間

令和7年12月18日(木)～令和8年1月8日(木)12時 [必着]

◇本事業の問合せ先

観光庁観光資源課 「観光需要分散のための地域観光資源のコンテンツ化促進事業」担当

E-mail: hqt-tourism\_products\_and\_services@gxb.mlit.go.jp

電 話: 03-5253-8924 (10:00～18:00／土休日及び年末年始を除く)

※本公募要領をよくご確認いただいた上で、ご不明な点があればお問合せください。

## 【1. 事業概要】

### 1－1. 事業目的

観光需要分散のための地域観光資源のコンテンツ化促進事業(以下「コンテンツ化促進事業」という。)は、観光による経済効果を全国津々浦々に波及させ、観光消費を効果的に拡大させるとともに、持続的な地方誘客によりオーバーツーリズムの解消につながるよう、需要分散に資する観光コンテンツ供給の促進を目的とし、地方公共団体、DMO、民間事業者等による、多様な地域資源を活用した観光コンテンツの造成や情報発信、販路開拓等を総合的に支援します。また、品質を高めた高単価な観光コンテンツや、地域産業への波及効果が期待できるガストロノミ一分野の観光コンテンツ造成等を重点的に支援します。

本公募は、観光コンテンツの造成等を行う間接補助事業者への補助金の交付事務等を行う補助事業者(執行団体)を公募するものです。

コンテンツ化促進事業の実施にあたっては、補助金の交付事務等を行う補助事業者と、観光庁との間で請負契約を締結する伴走支援実施事業者及び海外情報発信実施事業者が連携して実務を担います。伴走支援実施事業者は間接補助事業者へ専門家を派遣するなどの伴走支援を、海外情報発信実施事業者は海外イベントへの出展などの海外情報発信を行う予定です。

また、間接補助事業者の選定は、観光庁及び地方運輸局とも連携のうえ行う予定です。

### 1－2. 事業スキーム



### 1－3. 事業内容

#### (1) 概要

コンテンツ化促進事業は、以下の3つの類型の間接補助事業を実施する間接補助事業者への補助金交付、また、それに付随して必要となる事務を実施します。実施にあたっては、伴走支援実施事業者及び海外情報発信実施事業者と連携を図った上で行うこととします。

##### ① 新創出型

多様な地域資源を活用した観光コンテンツの造成、効果的な情報発信や販路開拓等に要する経費の一部を助成する事業

##### ② 品質向上型

より高単価なインバウンド向けのオプショナルツアー等の造成に向け品質向上等に要する経費の一部を助成する事業

##### ③ 分野特化型(ガストロノミー)

地域の食資源を活用し、幅広い連携により、地域の食文化を体感できる質の高い観光コンテンツの造成、販路開拓等に要する経費の一部を助成する事業

間接補助事業の詳細は別紙を参照ください。

また、間接補助事業の補助対象、補助対象経費、補助要件、公募方法については、観光庁と詳細を協議の上決定することとします。

## (2) 主な業務内容

### ① 間接補助事業者の公募に係る業務

間接補助事業への応募を検討している者に対する公募要領及び交付規定の作成、事業周知のための説明会の開催などに係る業務を行います。

### ② 間接補助事業者の選定に係る業務

申請内容の確認及び評価、観光庁及び地方運輸局との連携並びに選定に係る有識者委員会の運営など、間接補助事業の採択候補者選定に係る業務を行います。

### ③ 補助金交付に係る業務

間接補助事業者に対して、交付申請の受付、交付決定、精算など補助金交付に係る業務を行います。

### ④ 間接補助事業者が実施する事業の管理・監督に係る業務

間接補助事業の適正な運営に向け、進捗管理や成果把握など、事業の管理・監督に係る業務を行います。

### ⑤ 観光庁が指定する他調査事業との連携に係る業務

伴走支援や海外情報発信など、観光庁が指定する他の関連調査事業との定期的な進捗状況共有などの連携に係る業務を行います。

### ⑥ 事業成果の取りまとめに係る業務

各間接補助事業に関する報道状況の取りまとめ、報告書(中間、最終)の作成、間接補助事業者のアンケートの実施及び分析など、事業成果の取りまとめに係る業務を行います。

いずれも詳細については、観光庁と協議の上決定することとします。

## (3) 間接補助事業の公募・採択に関する想定スケジュール

以下を目安とします。

なお、予算の状況により、採択後に二次公募を行う場合があります。

問合せ窓口及び特設ウェブサイトの開設	交付決定後速やかに
事業説明会	令和8年2月中旬
公募受付期間	令和8年3月上旬～4月上旬
採 択	令和8年5月下旬

#### 1-4. 事業期間

交付決定日～令和8年3月 24 日

※ 予算の繰越しを財務省に申請中であり、承認された場合は事業期間を令和9年3月 24 日までに変更する予定。

### 【2. 応募・補助金交付の条件】

#### 2-1. 応募資格

次の要件を満たす民間事業者等とします。

※ 複数の事業者が連携して申請する場合は、幹事となる者を決めていただくとともに、幹事が提案書を提出してください。ただし、幹事が業務の全てを他の者に再委託することはできません。

- ① 日本に拠点を有する法人であること。
- ② 本事業を的確に遂行する組織、能力、人員等を有していること。
- ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④ 国が本事業を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。
- ⑤ 本事業において知り得た情報の秘密保持を徹底できること。なお、過去の観光庁の事業において、情報漏洩を含む情報管理上の不適切な事案を発生させた者は、その際に講じた再発防止対策の遵守を徹底できること。
- ⑥ 本事業終了後、補助事業者の財産処分手続や会計検査対応のために必要となる文書を、必要な期間保存できること。
- ⑦ 応募事業者等の経営者又は役員が、暴力団等の反社会的勢力でなく、反社会的勢力との関係を有しないこと。また、反社会的勢力から出資等の資金提供を受けている場合も対象外とする。
- ⑧ 法令遵守上の問題を抱えていないこと。
- ⑨ 国土交通省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

#### 2-2. 採択予定件数 1件

#### 2-3. 補助対象経費の区分

本事業の対象とする経費は、具体的には以下のとおりです。

補助対象事業費	
区分	内容
(1)間接補助事業に要する経費	別紙参照
(2)事務経費	イ 人件費 ロ 旅費 ハ 会議費 ニ 謝金 ホ 外注費 ヘ 補助人件費 ト その他諸経費(通信・連絡費、印刷製本費、その他事業を行つたために特に必要と認められるもの)

#### 2-4. 補助対象経費からの消費税額の除外

煩雑な事務手続回避の観点から、交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

※ 消費税等を補助対象経費とした場合には、状況の変更等により消費税に係る仕入控除税額が発生することによる報告及び返還が発生する場合がありますので注意してください。

#### 2-5. 補助率・補助額

補助率 : 定額

補助上限額: 4,100,000 千円(間接補助事業に要する経費と事務経費の合計)

※ 事務経費は、間接補助事業に要する経費として交付される額(精算時)の 10%を上限とします。

※ なお、最終的な実施内容、交付決定額については、観光庁が決定することとします。

### 【3. 手続】

#### 3-1. 公募期間

令和7年12月18日(木)～令和8年1月8日(木)12時

#### 3-2. 応募書類

- ・申請書(別添様式) : 1部
  - ・提案書(様式自由) : 1部(最大 30 ページ)
  - ・事業実施計画書(様式自由) : 1部
  - ・実施体制資料(様式自由) : 1部
  - ・申請する民間団体等の概要、直近過去3年分の財務諸表及び事業報告書(事業者様式) : 1部
- ※ 応募書類に記載された情報については、業務遂行のためにのみ利用します。採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成 11 年法律第 42 号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。

- ※ 申請書および提案書には、予算額内で実現が確約される事項のみ記載ください。なお、採択後であっても、申請者の都合により提案書に記載された内容に大幅な変更があった場合には、採択取消しとなることがあります。
- ※ 提案書には、後述する「4-2. 審査基準」における必須及び加点項目の各番号について、その内容が提案書のどこに記載されているかを示す対応表を添付してください。
- ※ 「申請する民間団体等の概要、直近過去3年分の財務諸表及び事業報告書」は、事業者が通常業務で使用している様式で提出してください。

### 3-3. 応募書類の提出先

応募書類は、原則として電子メールによりご提出ください。

- ※ 社名・個人名が記載されている応募書類、社名・個人名を除いた応募書類の2種類をご提出ください。
- ※ 持参及びFAXによるご提出は受け付けません。
- ※ 締切りを過ぎてのご提出は受け付けません。期限に余裕をもってご提出ください。
- ※ 資料に不備がある場合は審査対象となりませんので、要領等を熟読の上、ご提出ください。

#### 〈電子メール宛先〉

「hqt-tourism\_products\_and\_services@gxb.mlit.go.jp」あて

- ※ 件名は「観光需要分散のための地域観光資源のコンテンツ化促進事業事務局応募」としてください。
- ※ データ容量が10MBを超える場合は、上記メールアドレス宛に事前にご連絡ください。

## 【4. 審査・採択】

### 4-1. 審査方法

審査は、原則として応募書類に基づき外部の有識者を含む審査委員会において評価を行いますが、ヒアリングを実施するほか追加書類の提出を求めることがあります。また、必要に応じて申請者には審査委員会においてプレゼンテーションをしていただく場合があり、その場合には申請書に記載の連絡担当窓口宛てに連絡します。

### 4-2. 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。ただし、必須項目を満たしていない申請については、他項目の評価に関わらず採択いたしません。

#### 〈必須項目〉

- ① 「2. 応募・補助金交付の条件」の「2-1. 応募資格」を満たしているか。
- ② 提案内容が交付の対象となるものか。
- ③ 提案内容が本事業の目的に合致しているか。
- ④ 事業の実施方法、実施スケジュールに実現性があるか。
- ⑤ 本事業を遂行するための資力、資金調達能力を有しているか。
- ⑥ 内部監査の体制が整備されているか。

- ⑦ 事業全体の企画及び立案並びに補助金交付や事業の管理・監督などの根幹に関わる部分について、委託・外注を行っていないか。
- ⑧ 間接補助事業者の公募・採択方法について、間接補助事業の効果を高めるための工夫が見られるか。特に、応募の審査方法・選定基準において、透明性が確保され、より優良な案件を速やかに選定するための方策(具体的な選定基準、選定プロセス、選定業務に係る体制構築など)が示されているか。なお、間接補助事業者の選定過程においては、事業の継続性の観点から事業計画を適切に評価できる者を含む、多様な外部有識者による評価を踏まえること。ただし、外部有識者については交付決定後、観光庁と協議の上で決定するものとする。
- ⑨ 本事業の実施方法等について、別途観光庁が契約する伴走支援実施事業者及び海外情報発信実施事業者をはじめ、観光庁や地方運輸局、間接補助事業者との連携が円滑に進められ、本事業全体として効果的である提案がなされているか。

〈加点項目〉

- ⑩ 本事業に関する専門知識、ノウハウ、実績等の十分な知見を有しているか。
- ⑪ 本事業終了後の継続的な販売に向けた取組を促進するため、間接補助事業の公募方針において事業の継続性や販路拡大を促すための要件や評価項目を設定するほか、事業実施後にも継続的な取組になりうる計画が策定されているかを事務局において評価可能な体制を整備するなど、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑫ 本事業の周知について、全国津々浦々の多様な業態の事業者の参画を促すための工夫が見られるか。
- ⑬ 有効な効果検証をするために必要なデータの収集・分析等を提案し、事業全体の成果を適切に示す工夫が見られるか。特に、間接補助事業の実施による波及効果(特に地域への経済波及効果)及び事業完了後の事業成果について継続的に収集・分析等を行う工夫・方策が見られるか。
- ⑭ コストパフォーマンスが優れているか。必要となる経費・費目を過不足なく考慮し、適正な積算が行われているか。

#### 4-3. 採択結果の決定及び通知

採択された申請者については、観光庁ウェブサイトで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

#### 【5. 実施体制の把握】

事業の実施体制を確認するため、申請時、交付申請時及び事業完了後に実績報告書を提出する際は、別途、補助対象として計上しているもので、補助事業の一部を第三者に委託・外注している場合については、契約先の事業者(ただし、税込み100万円以上の取引に限る。)の事業者名、補助事業者との契約関係、契約金額、契約内容(業務の範囲)を記述した実施体制資料を添付してください。当該資料は、審査時、交付決定時及び確定検査の際に確認する資料とします。第三者の委託・外注先から更に委託・外注をしている場合(税込み100万円以上の取引に限る。)も、上記同様に、実施体制資料に記述をしてください。

その他、補助事業の実施状況の把握のため、定期的に進捗状況を確認いたします。

なお、開示請求があった場合は、不開示とする情報の範囲について観光庁との調整を経て決定することとします。

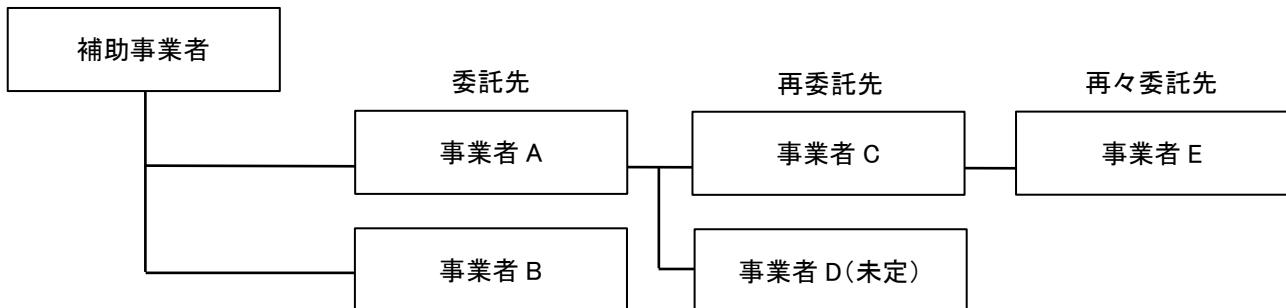
### ＜実施体制資料の記載例＞

実施体制は原則、下記のように整理表で提示するとともに、実施体制図も併せて示してください。実施体制と契約先の事業者名、補助事業者との契約関係、契約金額、契約内容が分かる資料であれば、様式は問いません。

### 実施体制(税込み 100 万円以上の契約。請負その他委託の形式を問わない。)

事業者名	当社との関係	契約金額(税込み)	契約内容(業務の範囲)
事業者 A	委託先	※円単位で記載	※できる限り詳細に記載
事業者 B	委託先	"	"
事業者 C	再委託先(事業者 A の委託先)	"	"
事業者 D	再委託先(事業者 A の委託先)	"	"
事業者 E	再々委託先(事業者 C の委託先)	"	"

### 実施体制図



## 【6. 交付決定】

採択された申請者が、国土交通大臣に補助金交付申請書を提出し、それに対して国土交通大臣が交付決定通知書を申請者に送付し、その後、事業開始となります（補助金の交付決定を通知する前において、締結した契約等に係る経費については、補助金の交付対象とはなりません）。

なお、採択決定後から交付決定までの間に、観光庁との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。また、応募資格を満たさなくなった場合や提案書の記載内容に虚偽等の存在が発覚した等の場合等には、交付決定ができない場合もありますのでご了承ください。

## 【7. 補助金の支払】

### 7-1. 支払時期

補助金の支払は、基本、事業完了後の精算払となります。

※ 交付決定後、事業完了前の支払(概算払)を希望する場合は、財務省との協議が必要となりますのでご留意ください。

## 7-2. 補助金の額の確定方法

事業完了後、補助事業者が提出する実績報告書に基づき、原則として現地調査を行い、補助金の額を確定します。なお、事業に係る取引先（委託・外注先及び再委託・再外注先を含む）に対しても、同様の現地調査等を実施することがあります。

補助金の額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容について厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もありますのでご注意ください。

## 【8. その他注意点】

- ① 事務局業務の実施状況確認のため、補助金適正化法第23条第1項の規定に基づき、補助事業実施中に観光庁職員が事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査、若しくは関係者への質問を行う場合があります。
- ② 補助事業終了後に会計検査院が実地検査に入ります。
- ③ 補助事業終了後において間接補助事業者に係る手続（各種報告、財産処分承認申請等）が発生する場合には、補助事業者の責任及び負担により実施することになります。
- ④ 事業実施による効果を継続的に確認するため、事業終了後5年間は観光庁または観光庁が指定する者が間接補助事業者のフォローアップ調査を行います。調査に必要なデータベース作成などを行ってください。
- ⑤ 間接補助事業者に対する管理監督を適切に行ってください。
- ⑥ 間接補助事業の進捗状況などについて、観光庁及び地方運輸局から随時問合せや資料提出、現地視察の調整などの依頼を行います。迅速な回答ができるよう、実施体制を構築してください。
- ⑦ 間接補助事業者における補助対象経費計上の消費税の除外については、「2-4. 補助対象経費からの消費税額の除外」の記載と同様に行ってください。
- ⑧ 補助事業を遂行するに当たっては、関係法令を遵守してください。
- ⑨ 事務局として間接補助事業者の公募等を別途ウェブサイトを設置して行う場合、「.go.jp」のドメインの取得をご依頼する場合があります。また、上記ドメインの取得以外に、本事務を行う際は、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和7年度版）（令和7年6月27日サイバーセキュリティ戦略本部決定）」に準じ、情報セキュリティ対策を講じてください。
- ⑩ 本業務で補助事業者が間接補助事業者から収集した申請書、報告書などに記載の情報は、観光庁が本事業の広報を目的に事例紹介などとして利用する場合があるため、著作権及びその他関連の権利等の問題が生じないよう権利処理を適切に行ってください。採択された提案に係る企画内容については、観光庁以外の者が所有する著作権等に係るもの除き、次年度以降も継続して利用する、あるいは今後実施する他の事業において使用する場合があります。
- ⑪ 補助事業の実施に当たっては、事業目的を達成するために必要な知見を持つと考えられる外部有識者などを観光庁が指名し、実施体制に組み込んでいただく場合があります。

## 【9. 問合せ先】

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2

観光庁観光資源課「観光需要分散のための地域観光資源のコンテンツ化促進事業」担当

E-mail: hqt-tourism\_products\_and\_services@gxb.mlit.go.jp

電 話: 03-5253-8924 (10:00~18:00／土休日及び年末年始を除く)

※ 本公募要領をよくご確認いただいた上で、ご不明な点があればお問合せください。

※ お問合せは電子メール又は電話でお願いします。

(様式)

受付番号	
※記載不要	

「観光需要分散のための地域観光資源のコンテンツ化促進事業」に係る  
補助事業者公募 申請書

申請者	法人番号（＊）	
	企業・団体名	
	代表者役職・氏名	
	所在地	
連絡担当窓口	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名）	
	役職	
	電話番号 (代表・直通)	
	E-mail	

\* 法人番号を付与されている場合には、13桁の番号記載すること。

<p>1. 補助事業の目的及び内容（事業の実施方法）</p>
<p>1－1. 補助事業の実施方法</p> <p>* 公募要領の「1－3. 事業内容」の項目ごとに、具体的な実施方法及び内容を記載の上、補助事業の目的をどのように達成するか記載してください。</p> <p>* 本事業の成果を高めるための具体的な提案を記載してください。</p>
<p>1－2. 実施方法における独自のセールスポイント</p> <p>* 本事業の効果的な実施にあたって、独自の取組や工夫があればその内容</p>
<p>1－3. 実施体制</p> <p>* 実施責任者略歴、研究員数等及び実施者の業務内容</p> <p>* 委託・外注を予定しているのであればその内容</p> <p>* 事業において扱う情報及び経理に関する管理体制とその内容（委託・外注を予定している場合は委託・外注先も含めた管理体制を記載のこと）</p>
<p>1－4. 内部監査体制</p> <p>* 内部監査体制、内部監査の責任者、関連規則の具備状況、監査の実施頻度等</p>
<p>2. 申請者概要</p>
<p>2－1. 申請者の営む主な事業</p>
<p>2－2. 申請者の財務状況</p> <p>別添、財務諸表のとおり</p> <p>* 特記事項等がある場合には併せて記載してください。</p>

## 2-3. 事業実績

### 類似事業の実績

- ・事業名、事業概要、実施年度、発注者等（自主事業の場合はその旨）
- ・観光庁の事業に関して、情報の漏洩を含む情報管理上の不適切な事案の発生の有無（有の場合はその概要及びその際に講じた再発防止のための体制・対策等）

### 3. 補助金見込額等

\*公募申請時点での見込みを記載ください。(採択後、観光庁と調整した上で決定することとなります。)

○積算内訳 (単位：千円)

経費区分及び内訳	補助対象経費	補助金申請額
I. 間接補助事業に要する経費		
II. 事務経費		
人件費	○○○	○○○
旅費	○○○	○○○
会議費	○○○	○○○
謝金	○○○	○○○
○○○	○○○	○○○
○○○	○○○	○○○
合計（見込額）		

※公募要領の「2-4. 補助対象経費からの消費税額の除外」のとおり補助対象経費は、原則、消費税等を除外して計上してください。

※補助金申請額の小数点以下の端数は切り捨てた金額を記載してください。

### ○資金計画

補助事業に要する経費 千円

うち補助金充当（予定）額 千円

(精算払までの期間は、自己資金で支弁予定

or 自己資金での立替えが困難なことから概算払の要望有)

金融機関等からの借入れ（予定）額 0円

(借入条件：補助事業取得財産の担保予定の有無 無し)

自己資金充当額 0円

収入金 0円

(該当する場合のみ記載のうえ、収入金の詳細について記載すること)

(別紙)

## 「観光需要分散のための地域観光資源のコンテンツ化促進事業」の概要について(予定)

※下記の内容は現時点のものであり、今後、変更される場合があります。

### 1. 事業予定額

41.0億円

(注)事業予定額は、令和7年度補正予算の成立等を前提とするもので、現時点での予定額です。

(以下3において同じ)

### 2. 間接補助対象者

地方公共団体、DMO、観光協会、民間企業等※

※法人格を有しない団体は、間接補助対象事業の実施に必要な運営上の基盤を有していることを確認します。

### 3. 間接補助対象事業

#### (1)新創出型

##### ① 事業予定額

2,310,000千円程度

##### ② 事業内容

多様な地域資源を活用した観光コンテンツの造成、効果的な情報発信や販路開拓等※に要する経費の一部を助成する事業

##### ③ 補助対象経費

②に要する経費

##### ④ 採択件数

350～400件程度

##### ⑤ 一事業あたりの補助率

400万円まで定額、400万円を超える部分は事業費2,100万円まで補助1／2

(最低事業費600万円)

※令和6年度補正「地域観光魅力向上事業」(新創出型)にて造成した観光コンテンツの販売に向けて、必要と認められる場合には、情報発信や販路開拓に要する経費の助成も可とします。

#### (2)品質向上型

##### ① 事業予定額

1,284,000千円程度

##### ② 事業内容

より高単価なインバウンド向けのオプショナルツアー等の造成に向け品質向上等に要する経費の一部を助成する事業

##### ③ 補助対象経費

②に要する経費

- ④ 採択件数  
100件程度
- ⑤ 一事業あたりの補助率  
800万円まで定額、800万円を超える部分は事業費4, 200万円まで補助1／2  
(最低事業費1, 200万円)

(3) 分野特化型(ガストロノミー)

- ① 事業予定額  
132, 000千円程度
- ② 事業内容  
地域の食資源を活用し、幅広い連携により、地域の食文化を体感できる質の高い観光コンテンツの造成、販路開拓等※に要する経費の一部を助成する事業
- ③ 補助対象経費  
②に要する経費
- ④ 採択件数  
10件程度
- ⑤ 一事業あたりの補助率  
400万円まで定額、400万円を超える部分は事業費2, 500万円まで補助1／2  
(最低事業費600万円)

※令和7年度「『食』の力を最大活用したガストロノミーツーリズム推進事業」にて造成した観光コンテンツの販売に向けて、必要と認められる場合には、情報発信や販路開拓に要する経費の助成も可とします。

#### 4. 間接補助事業の要件等

本事業の目的や類型毎の特徴を考慮し、次のような要件を設けることとします。

なお、間接補助事業の詳細な要件等については、補助事業者が観光庁と協議の上、決定することとします。

##### <要件例>

- インバウンドの地域的・時間的な観光需要を分散させ、オーバーツーリズムの解消につながる取組であること
- その地域への滞在を促すための体験に関わる消費(コト消費)を生み出す取組であること
- 持続的な地方誘客のための長期的な計画や事業運営基盤を有していること
- 申請書類だけでは判断できない取組姿勢などを確認するため、申請時に書面以外の提出物(動画など)を求めるこ
- 観光コンテンツに関するデジタル上での情報発信を行うこと
- 観光コンテンツタリフを作成すること
- 販売実績を達成すること